

提案にあたっての留意点

1. 本制度は法人、団体又は個人事業主(以下「事業者等」という。)を対象とするものであり、個人からの提案は対象外とします。
2. 次のいずれかに該当する事業者等については、提案の受け付けや取り組みに向けた調整を行うことはできません。
 - (1) 事業者等の代表者又は役員(以下「代表者等」という。)が破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である場合
 - (2) 事業者等又は代表者等が、刑事事件に関し、現に起訴され、又は禁錮以上の刑に処せられている場合(刑の消滅をした場合を除く。)
 - (3) 事業者等が、破産手続開始の決定、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による再生手続開始の決定、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の決定を受けている場合
 - (4) 事業者等又は代表者等が、次のいずれかに該当する場合
 - ア 八尾市暴力団排除条例(平成 25 年 7 月 4 日八尾市条例第 20 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)である場合
 - イ 暴排条例第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)である場合
 - ウ 暴力団又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体である場合
 - エ 暴力団又は暴力団員等がその経営に実質的に関与している場合
 - オ 暴力団又は暴力団員等に対して、金銭等の援助を行っている団体である場合
 - (5) 事業者等若しくは代表者等が国税(法人税、所得税及び消費税(地方消費税を含む。)をいう。)若しくは八尾市税を滞納し、又はそれらが未申告である場合
 - (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項の規定により、八尾市から一般競争入札等の参加者の資格を取り消される等している場合
 - (7) 八尾市入札参加停止要綱(令和元年 8 月 13 日施行)第 2 条及び第 3 条に基づく一般競争入札等の参加者の資格を取り消される等している場合
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、本市が連携を行うにあたり、適当でないと認める場合
3. 次のいずれかに該当する提案については、提案の受け付けや取り組みに向けた調整を行うことはできません。
 - (1) 法令や公序良俗に反するもの
 - (2) 事業者等の直接的な営業、広告宣伝や利益の誘導等を目的とするもの
 - (3) 政治的、宗教的な目的や要素を有するもの
 - (4) 人権を侵害するおそれがあるもの(これに類するものを含む。)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、提案内容として適当でないと本市が認めるもの
4. 提案に関する検討や庁内関係課等との調整には、提案内容や時期等により、時間を要する場合があります。
5. 提案いただいた内容は、実現を確約するものではなく、検討や調整等の結果、取組みが実現できない場合があります。

6. 提案は、提案者から本市への契約の申し込みとして扱うものではありません。また、提案受付後の対話の開始をもって、契約の合意となるものではなく、本市が提案への対応(検討・調整等)や実現に対して法的義務を負うものではありません。
7. 提案の成立・不成立に関わらず、本市は提案及び提案受付後の対話や調整等にかかる一切の費用(企画や打合せ等にかかる人件費・交通費・資料作成費等の費用や生じた損害等)の補填や賠償をいたしません。
8. 提案内容の実施に際し、法令又は本市の契約手続きにかかる規定等により、改めて公募等の手続きが必要になる場合があります。その際、本市が提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成させていただく場合があります。
なお、上記において、提案者の権利等に不都合が生じる恐れがある場合には、予めその内容や範囲等について、本市にご相談ください。
9. 提案後の対話及び実施に向けた過程において、個人情報や機密情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適正に取り扱ってください。
10. 提案実現後は、本市のホームページ等において、事業者等の名称や実現内容を公表する場合があります。